

## 学校保健安全法の改正とフッ素洗口の関係

### 1. 学校保健安全法の改正経緯

1958年に制定された「学校保健法」は、児童生徒の健康保持増進を目的としており、当初はフッ素洗口などの口腔保健活動は施行規則や通知のレベルで扱われていました。2009年（平成21年）の大改正により、法律名が「学校保健安全法」となり、安全に関する章が新設されるとともに、歯科保健活動が教育活動の一部として明確に位置づけられました。

### 2. フッ素洗口の法的位置づけ

(1) 法律本文（学校保健安全法第5条）では、学校において児童生徒の健康の保持増進を図るため、保健指導その他必要な措置を講ずるものと規定されています。この中に、う蝕予防を目的としたフッ化物応用（フッ素洗口など）が含まれると解されています。

(2) 施行規則第18条では、学校における歯・口腔の健康を含む健康に関する相談、保健指導を行う旨が明記されています。これにより、学校でのフッ素洗口は法令上の保健指導活動の一つとして実施可能です。

(3) 文部科学省および厚生労働省の通知やガイドラインでは、フッ素洗口の具体的実施方法や濃度、保護者の同意取得の必要性などが示されています。

### 3. 主要な通知・告示

- ・昭和60年：文部省「学校における歯の健康づくりについて」
- ・平成25年：文科省・厚労省「学校におけるフッ化物洗口の実施について」
- ・令和5年：厚生労働省告示第289号「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」

### 4. 改正の概要（比較）

平成21年の改正前後を比較すると、以下のような変化がありました：

- ・法の名称：学校保健法 → 学校保健安全法
- ・目的：健康保持増進 → 健康保持＋安全確保
- ・歯科保健：施行規則の一部 → 健康保持増進条文に統合
- ・フッ素洗口：通知のみ → 通知＋法令による裏付け強化

### 5. 現在の運用（2025年時点）

学校でのフッ素洗口は、学校保健安全法の保健指導活動の一環として位置づけられています。文科省・厚労省の通知で実施方法が定められ、保護者の同意が必須です。実施率は全国平均で20～30%程度とされています。

### 6. 参考資料

- ・文部科学省「学校保健安全法」：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hourei/ichiran/mext\\_00026.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hourei/ichiran/mext_00026.html)
- ・文部科学省「学校におけるフッ化物洗口の実施について」（2013年）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1349951.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1349951.htm)
- ・厚生労働省告示第289号（令和5年）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001154214.pdf>